【表紙】

【発行登録追補書類番号】	**７－外債１－１**
【提出書類】	**発行登録追補書類**
【提出先】	**関東財務局長**
【提出日】	**2025年11月７日**
【発行者の名称】	**スロベニア共和国** (Republic of Slovenia)
【代表者の役職氏名】	**財務省財務局局長　マリヤン・ディビヤック** (Marjan Divjak, Director General, Treasury Directorate, Ministry of Finance)
【代理人の氏名又は名称】	**弁護士　山下　淳** **弁護士　森脇　達希** **弁護士　榎本　涼**
【住所】	**東京都千代田区丸の内二丁目７番２号JPタワー** **長島・大野・常松法律事務所**
【電話番号】	(03)6889-7000
【事務連絡者氏名】	**弁護士　山下　淳** **弁護士　森脇　達希** **弁護士　榎本　涼**
【住所】	**東京都千代田区丸の内二丁目７番２号JPタワー** **長島・大野・常松法律事務所**
【電話番号】	(03)6889-7000

【今回の募集金額】

第３回スロベニア共和国円貨債券（2025）（ソーシャルボンド）　　310億円

【発行登録書の内容】

提出日	**2025年８月13日**
効力発生日	**2025年８月21日**
有効期限	**2027年８月20日**
発行登録番号	**７－外債１**
発行予定額又は発行残高の上限	**発行予定額　1,500億円**

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　1,500億円

（発行残高の上限を記載した場合）　該当なし

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　該当なし

【縦覧に供する場所】　該当なし

第一部【証券情報】

＜第３回スロベニア共和国円貨債券（2025）（ソーシャルボンド）に関する情報＞

第１【募集債券に関する基本事項】

（中略）

２　募集要項

債券の名称	第３回スロベニア共和国円貨債券（2025）（ソーシャルボンド） （以下「本債券」又は「本ソーシャルボンド」という。）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	券面総額	310億円
各債券の金額	１億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	310億円	利　率	年1.24%
償還期限	2028年11月14日	申込期間	2025年11月７日
申込証拠金	なし	払込期日	2025年11月14日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店及び各支店		

（注）　本債券には、その全部について日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本債券の譲渡及び本債券に関するその他の事項については、振替法及び振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他規則等（以下「業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

引受けの契約の内容

本債券の発行及び募集に関する元引受契約を締結した金融商品取引業者（以下「共同主幹事会社」と総称する。）は、以下のとおりである。

会　社　名	住　　所	引受金額（百万円）
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	
合　　計		31,000

元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で2025年11月７日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券の幹事、引受け及び販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の0.125%に相当する金額である。

債券の管理会社

（中略）

発行者は、本債券に関する一定の管理業務を日本における本債券の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」と総称する。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれら全ての資格で行為する代理人を意味する。）に委託するものとする。財務代理人の義務及び職務は、本債券の要項（以下「債券の要項」という。）、発行者及び財務代理人の間の2025年11月７日付財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）及び業務規程等によって定められる。かかる職務の一部は、下記「７　債券の管理会社の職務－財務代理人の職務」に記載されている。

（中略）

その他

（a）信用格付業者による信用格付

本債券について、共和国は、2025年11月７日付で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「登録格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第１号）（以下「JCR」という。）からAA-の格付を取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

（中略）

第２【売出債券に関する基本事項】

該当事項なし

第３【資金調達の目的及び手取金の使途】

発行登録書（2025年８月14日付及び2025年11月５日付訂正発行登録書を含む。）に記載のとおり。

第４【法律意見】

スロベニア共和国の法律に関する法律顧問であるOdvetniki Vidmar, Ogrič in Pejovnikにより、次の趣旨の法律意見書が提供されている。

1　訂正発行登録書及び本書の関東財務局長に対する提出は、スロベニア共和国により適法かつ有効に授権されている。
2　訂正発行登録書及び本書の関東財務局長に対する提出は、スロベニア共和国の憲法及び適用法令のいかなる規定にも違背又は抵触しない。
3　訂正発行登録書及び本書（いずれも参照情報として記載された参照書類を含む。）に記載されているスロベニア共和国の法律に関する事項に係る全ての記載は、訂正発行登録書及び本書の各提出日において、あらゆる重要な点において、真実かつ正確である。

第５【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書の一部を構成することとなる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面の表紙に共和国の名称及び国章、本債券の名称並びに共同主幹事会社の名称を記載する。
また、当該書面の表紙裏面に以下の記述を記載する。

「本書及び本債券に関する2025年11月付発行登録目論見書をもって本債券の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では2025年11月７日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しております。」

第二部【参照情報】

第１【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度　（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
2025年６月30日関東財務局長に提出

２【半期報告書】

該当なし

３【臨時報告書】

該当なし

４【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

５【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

６【外国者臨時報告書】

該当なし

７【訂正報告書】

訂正報告書（上記１記載の有価証券報告書の訂正報告書）を2025年11月５日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

該当なし

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし